

付則

- 1 この定款はこの法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理事長	土 谷	享
副理事長	加 藤	碩
副理事長	小 宮	幸 子
専務理事	佐 賀	叡
理 事	古 城	和 哉
理 事	大 森	克 成
理 事	吉 岡	正 子
理 事	大和田	京 子
理 事	福 光	哲 夫
理 事	立 野	美 則
監 事	菊 池	義 勝
監 事	坂 本	武

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成17年度、通常総会終結の日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第49条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものである。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、設立の日から平成17年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金・年会費・ともに不要